

ヤングケアラーが生まれる背景と必要な支援策について

——栃木県の政策から考える——

岩崎美侑

2024年の「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、子ども・若者育成支援推進法が改正され、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記された。世話や介護はヤングケアラーだけでなく老老介護や介護離職、遠距離介護などさまざまな問題を引き起こしている。どの問題も解決しなければならないものだが、本研究では子どもの人権を守るという点でヤングケアラーに焦点を当てることにした。

この卒業研究ではヤングケアラーが生まれる背景を明らかにしつつ、実際にどのような支援が行われているのかを記述し、少しでもヤングケアラーの負担を減らす支援策や新たにヤングケアラーを生み出さないようにするための糸口を探した。

ヤングケアラーが生まれる背景は主に5つあり、家族構成の変化・晩婚化・晩産化、少子高齢化、障がいや精神疾患の人の増加、社会福祉における家族主義、ひとり親世帯の増加と生活困難であった。様々な支援策が徐々に整えられつつあるが、前提としてヤングケアラーを知らない人が多いことが判明した。

ヤングケアラーが生まれる背景に記述した他にも、老老介護や介護離職、遠距離介護などさまざまな問題が起きており、家族のみで世話や介護をカバーすることは心身ともに厳しい状況にあると思う。そのため個人的には社会全体でヤングケアラーの存在を認識し、家族だけの問題にはせずに社会全体の問題として助け合えるのが理想だと結論づけた。その理想を現実にするためにも、ヤングケアラーの早期発見やヤングケアラーに必要なサービスに繋げること、「このようなサービスはあるのかな…」と悩んだ時にサービスの情報が気軽に手に入りやすい状況をつくるのが重要だと思う。そして、既存の支援策を推進していくことに加え、現段階ではヤングケアラーの数自体は少ないがこれ以上増加させないため、または新たにヤングケアラーを生み出さないためにも、何かしらの対策を考えなければならないと考える。